

消防予第 207 号
平成 27 年 5 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
(公印省略)

仮使用認定制度の運用等について

建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 27 年政令第 11 号)及び関係告示が平成 27 年 6 月 1 日に施行されます。

今回の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の改正により、従来、特定行政庁が承認した場合に可能となっていた工事中の建築物の仮使用について、承認制度を認定制度とするとともに、建築主事及び指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関等」という。)が国土交通大臣の定める基準に適合していることを認めた場合においても、仮使用が可能となりました。

従来の建築基準法第 7 条の 6 の規定に基づく仮使用承認制度の運用については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」(昭和 52 年 11 月 29 日消防予第 228 号)、「工事中の建築物の仮使用について」(昭和 53 年 12 月 26 日消防予第 243 号。以下「243 号通知」という。)等を通知しているところですが、今回新たに設けられた指定確認検査機関等による仮使用認定制度の運用等にあたっては、下記の点に留意し、適正に対応されるようお願いします。

また、仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携については、国土交通省から関係機関に対し、「仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携等について」(平成 27 年 5 月 27 日付国住指第 788 号、別添)のとおり、通知されているところです。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、国土交通省と協議済みであること及び消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用について

(1) 指定確認検査機関等の仮使用の基本的な考え方

従来の仮使用承認制度においては、工事中の建築物が安全上、防火上及び避難上支障がないことについて、裁量性のある判断を含むことが一般的であるため、指定確認検査機関等は承認を行うことができないものとされていた。

今回の改正により、指定確認検査機関等においても安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準（以下「認定基準」という。）への適合状況を画一的に判断することで、仮使用の認定ができることとなった。

この仮使用の認定にあたっては、指定確認検査機関等が認定基準への適合状況を画一的に判断するものであり、そのうち消防法（昭和23年法律第186号）に係る部分への適合状況の判断についても、指定確認検査機関等が自ら行う必要がある。ただし、指定確認検査機関等が、同法第17条に規定する技術上の基準に適合するか判断に悩む場合等に、消防機関に相談があった場合は、必要に応じて対応することが考えられる。

また、仮使用の認定と整合した運用を図る必要があるため、仮使用の認定に係る消防機関と指定確認検査機関等の連携方法について、指定確認検査機関等からの相談があった場合は、相互に確認しておくことが望ましい。

一方で、工事中の防火対象物の安全対策については、消防機関として、建築主等に消防法令及び火災予防条例（以下「消防法令等」という。）を遵守させ、防火上十分な対策をとらせる必要があることに変わりはなく、消防機関においては、事前段階から建築主等との連絡を密にし、仮使用の認定申請手続きと並行して、消防法令等の規定に基づく手続きが適切に行われるよう指導すること。

(2) 工事中の防火対象物に関する消防計画について

工事中の防火対象物に関する消防計画は、243号通知により、仮使用承認準則に基づき特定行政庁に提出される安全計画書をもって代えることができる旨通知しているところであるが、今回の改正後の認定制度において指定確認検査機関等に提出されることとなる安全計画書には、消防計画に準じた内容を含まないため、消防法令に基づき別途届出させる必要があること。

(3) スケルトン防火対象物について

スケルトン状態の部分をもつ防火対象物については、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」（平成12年3月27日消防予第74号）を踏まえた運用を図ること。

2 建築基準法第7条の6第1項第1号の規定に基づく仮使用について

特定行政庁が仮使用の認定を行う場合においては、従来の仮使用の承認と同様、認定基準によることなく裁量性のある判断を行うものであり、引き続き、従来の仮使用承認制度に係る通知を踏まえた運用を図ること。

消防庁 予防課

予防係 小富士・齋藤・岡

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : h.oka@soumu.go.jp